

警視庁告示第 3104 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による
意見の聴取を行うので、同法第104条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 9 日

警視総監 筒井 洋 樹

記

1 意見の聴取の期日

令和 8 年 10 月 20 日 午前 9 時 30 分 開始

2 意見の聴取の場所

品川区東大井一丁目12番5号

警視庁運転免許本部 意見の聴取会場

警視庁告示第 3105 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による
聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 9 日

警視総監 筒井 洋 樹

記

1 聴聞の期日

令和 8 年 10 月 20 日 午前 9 時 30 分 開始

2 聴聞の場所

品川区東大井一丁目12番5号

警視庁運転免許本部 聴聞会場

警視庁告示第 3106 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第104条の2の3の規定による行政処分について
公開による聴聞を行うので、同条第7項において準用する同法第104条の2第2項の規定に
基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 10 月 9 日

警視総監 筒井 洋 樹

記

1 聴聞の期日

令和 8 年 10 月 20 日 午前 9 時 30 分 開始

2 聴聞の場所

品川区東大井一丁目12番5号

警視庁運転免許本部 聴聞会場